

2026 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 太陽ホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 斉
(コード:4626 東京証券取引所 プライム市場)
問合せ先 上席専務執行役員 CFO 富岡 さやか
(TEL 03-5953-5200 (代表))

(開示事項の経過) KJ005 株式会社による当社株式に対する 公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ

当社は、2026 年 3 月 31 日付プレスリリース「KJ005 株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ」(以下「2026 年 3 月 31 日プレスリリース」といいます。)において、KJ005 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)によれば、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、公開買付者が、(i)国内外(日本、中国、台湾、ドイツ、韓国、スペイン、イスラエル、チュニジア及びベトナム)の競争法及び(ii)国内外(日本及び米国)の投資規制法令に基づく必要な手続及び対応が完了すること等の条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに本公開買付けを開始することを予定していること、並びに 2026 年 10 月上旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指していることを聞いている旨を公表しておりました。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、国内外の競争法及び投資規制法令に基づく必要な手続及び対応を進めているとのことで(注)、本日現在、当社は、公開買付者から、日本、台湾、ドイツ、チュニジア及びベトナムにおける競争法に基づく必要な手続及び対応並びに米国における投資規制法令に基づく必要な手続及び対応は完了している旨、中国における競争法に基づく必要な手続及び対応並びに日本における投資規制法令に基づく必要な手続及び対応が完了していない旨の連絡を受けております。

(注) 2026 年 3 月 31 日付プレスリリースにおいて、スペイン、イスラエル及び韓国における競争法に基づく事前手続が必要になると考えている旨記載しておりましたが、公開買付者は、2026 年 3 月 31 日付プレスリリースの公表以降、現地法律事務所との更なる協議を踏まえ、スペイン及びイスラエルにおける競争法上の手続は必要とならないこと、また、韓国においては競争法に基づく事前手続ではなく事後手続が必要となることを確認したため、これらの国における競争法に基づく事前手続は行っていないとのことです。

公開買付者としては、これらの手続及び対応が完了し、又は完了することが合理的に見込まれ、本公開買付け開始のための条件が整い次第、本公開買付けを開始することを予定しているとのことです。公開買付者は、現時点において、これらの手続及び対応を、いずれも 2026 年 11 月中を目処に完了し、2026 年 11 月下旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことです。

公開買付者より本公開買付けを開始する旨又は上記の本公開買付けの開始予定時期に変更が生じた旨の連絡を受けた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上